

事 務 連 絡  
平成24年4月23日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に係る避難指示区域等の見直しに伴う取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の平成24年3月以降の利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年2月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において、お示ししているところです。

平成24年3月30日、原子力災害対策本部が、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した避難指示区域（計画的避難区域を含む。以下同じ。）について、従来の避難指示区域を見直し、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域を新たに設定するとともに、特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）が解除されるための要件が提示されました。これに伴い、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用下さい。

## 記

### 1. 警戒区域及び避難指示区域の見直しに係る取扱い

平成24年3月30日の警戒区域又は避難指示区域の見直し前に、警戒区域の設定に係る内閣総理大臣の指示の対象となっていた者又は計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者については、見直し後も、被災地の状況等を踏まえ、引き続き財政支援の対象者とみなして、利用者負担及び保険料の減免措置に対する国からの財政支援を継続することとする。

## 2. 特定避難勧奨地点の解除後の取扱い

特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者については、特定避難勧奨地点の解除後においても、被災地の状況等を踏まえ、引き続き財政支援の対象者とみなして、利用者負担及び保険料の減免措置に対する国からの財政支援を継続することとする。